

指導監査実施方針について

東大阪市 福祉部 指導監査室 法人・高齢者施設課
令和4年6月1日作成

◇ 令和4年度の指導監査実施計画について

平成29年4月の社会福祉法人制度改革により、法人監査の周期が3年に1回となり、令和2年度が二回り目の年であったが、令和2年2月に新型コロナウイルス感染症が国内で確認され、令和2年度の指導監査の実施を見合わせる事となりました。そのため、令和3年度は、令和2年度実施予定であった15法人のうち13法人において、法人本部の監査を実施しました。令和4年度（今年度）は、令和3年度実施予定であった法人に対して指導監査を実施する予定です。

なお、障害者支援施設及び老人福祉施設の施設監査の実施周期についても、見直しが行われ3年に1回と改正されております。

（参考）障害者支援施設等に対する施設監査の効率化等の概要

（参考）老人福祉施設に係る指導監査について（通知）（最終改正 令和4年3月31日）

◇ 令和4年度の指導監査実施について

「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の一部改正（令和4年3月14日付け）が行われ、実施要綱及び別紙「指導監査ガイドライン」が改正されました。今回の改正により、いままで実地において行っていた指導監査が、感染症のまん延を防止する必要性が高い場合に、実地によらず行うことができるものとされました。

今年度の指導監査は、施設・設備や利用者等の個人情報以外のもので、実地でなくても確認できる内容については、必要に応じて、各法人と事前調整したうえで、本市の会議室等を活用して実施することがあります。

また、昨年度同様に経理規程、就業規則等の写しについて任意の事前提出を受け付けることで、監査時間の短縮に努めます。

別添

社会福祉法人指導監査実施要綱

1 指導監査の目的

社会福祉法人（以下「法人」という。）に対する指導監査は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第56条第1項の規定に基づき、法人の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るものである。

2 指導監査の類型

- （1）指導監査は、一般監査と特別監査とし、いずれも実地において行う。ただし、一般監査については、公衆衛生上、感染症のまん延を防止する必要性が極めて高く、実地においてこれを行うことが困難であるものとして、厚生労働省社会・援護局長が定めるところにより、実地によらないことができるものとする。

「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の一部改正（令和4年3月14日付け）抜粋

◇ 東大阪市社会福祉法人等指導監査要綱の改正について

・ 1つ目

「介護保険施設等指導指針」の一部改正により、オンライン等を活用した指導方法が規定され、「実地指導」が「運営指導」に改められました。これに伴い、要綱第4条第2項中「実地指導」を「運営指導」に改正しております。

・ 2つ目

「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の一部改正に合わせて、要綱第10条(2)に「ただし、公衆衛生上、感染症のまん延を防止する必要性が極めて高く、実地において行うことが困難であると認められる場合は、実地によらないことができるものとする。」を加えております。